

労働基本権確立へ着々と前進！

日刊
動労千葉

79.6.28

No.158

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二五八・九・（公電）二三二七二〇七

6/26 動労千葉「申5号」の交渉を行つた

一四〇〇名の団結を武器に「公労委認可」を実現せしめた新生動労千葉は、様々な口実を見つけて逃げまわる国鉄当局の引きのばし策動を一切許さず、組合員の生活と権利、労働条件改善にむけてつぎと団体交渉を実現している。

六月二六日には、各支部・分科会から代表者を交渉説明員として参加を得て、六月一八日付で申し入れた「動労千葉申第五号」（夏季輸送計画に伴う労働条件・運転保安・設備改善要求）に関する交渉を行なった。動労千葉交渉部、説明員は、四時間にわたって当局を追及し、次回交渉でより

前進した当局回答を出させることを約束させ交渉を打ち切った。

このように動労千葉は一四〇〇名組合員の揺ぎない団結と公労委認可を契機として、「本部」暴力集団のさまざまな敵対・妨害をはねのけ、労働基本権確立の闘いは前進しているのである。



6/26 動労千葉「三六協定」の締結を完了

六月二〇日、動労千葉関川委員長と千葉鉄管理局大森局長名で三六協定が締結された。

この三六協定締結の意義は極めて大きなものである。それはなによりも「本部」暴力集団がいう反動的デマ「幻の集団」・「当局も認めない幻の組合」論を事実をもって粉砕したことであり、「本部」自らも動労千葉を認めざるを得なくなったということである。そもそも、三六協定の締結資格は労基法第三六条（時間外及び休日の労働）には、「使用者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働

組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし……」と明記されている。つまり、動労千葉関川委員長と千葉鉄管理局大森局長名で締結された事実こそ、千葉局運転職場で過半数を制する労働組合は動労千葉であることを国鉄当局も現実として認めざるを得なかったというを示している（ちなみに全動労は極少数派であるために今だ三六協定締結権はない）三六協定締結こそが「本部」暴力集団による組織破壊「オルグ」が破産した実証であるのだ。

動労「本部」のデマ宣伝、今や完全に破産！

この事態に窮した「本部」は、大あわてで当局になきつき「小屋原『本部』交渉部長」名で三六協定をデッチ上げてもらったようである。だが千葉局運転職場を代表する資格も権限もない「幻の小屋原交渉部」があせってみたところでそれは所詮「幻の三六協定」であり何んら実効のない協定であり、当局からさえ笑いのものにされている。一体誰が、小屋原を代表者として認める組合員が千葉にいるであろうか。まさに笑止千万である。せいぜい、デマ情報に「三六協定は本部が締結」と書くためであらう。

そもそも、この問題に限らず、彼らは、この間、ことごとく「当局なきつき」「動労千葉の交渉妨害」と「反動的デマ宣伝」で生きている。この間の動労「本部」暴力集団の反動的妨害工作の実態はどうであらうか。

④、55・10合理化をバスターにした「本部」――本社間の五月一五日付覚書。

②、5・15覚書をもとにした五月一八日の「小屋原交渉団」による「三項八号（勤務成績不良）適用が少ない」との要求。千葉市内某料亭における当局とのドンチャン騒ぎのてんまつ記で終る「昇給交渉」。

③、六月一九日、「小屋原交渉団」僅か一名の出席と、四〇分で終る夏季輸送「妨害交渉」――

千葉に全く足のない動労「本部」暴力集団は、六月一五日動労千葉の公労委認知にダメージを受け、つぎつぎと進む動労千葉の団体交渉の実績に消耗し、ただただケチツケとなきごとに終始している。今や、正しい道を堂々と前進しているわが動労千葉の勝利は明らかであり、変質せる動労「本部」の暴力・デマ・当局なきつき路線の敗北・大破綻は、白日のもとにさらけ出された。一四〇〇名の不拔の団結をうちかため、三支部結成をかちとり、確信をもってこの道をつき進もう！